

～認知症になっても安心して暮らすために～

認知症等で行方不明になる心配のある方の「事前登録」をお願いします。

尼崎市「認知症みんなで支えるSOSネットワーク」とは？

認知症等により、外出された高齢者等が自宅へ戻れなくなる、事故に巻き込まれる等のケースが発生しています。このように高齢者等の所在がわからなくなった時に、多くの地域の目で探す事で早期発見に努め、安心できる自宅へ戻って頂きたいという思いから地域・各機関が連携協力したネットワークを構築しています。

事前登録



行方不明時



事前登録制度について

認知症などにより行方不明になる心配のある方が、事前に本人の特徴や連絡先、写真などを登録しておく制度です。事前登録していた情報をもとに、市役所から協力機関へ発見協力依頼を行います。

【事前登録のメリット】

- ①行方不明の未然防止に努める事ができます。
- ②事前登録時に配付されるテプラシールを、杖や自転車などよく使うものに貼りつけることによって、行方不明になったときの本人の特定が早くなります。シールに記載されている番号をシャツなどに記入するという活用もできます。

◇事前登録制度を詳しく知りたい、お申し込みは？

～お住まいの地区を担当する「地域包括支援センター」へ～

地域包括支援センター	TEL(局番06)	FAX(局番06)	地域包括支援センター	TEL(局番06)	FAX(局番06)
中央東	4868-8300	4868-8303	立花南	6428-7112	6423-0130
中央西	6430-5615	6430-7720	立花北	6422-3333	6422-0025
小田南	6488-0180	6488-0190	武庫東	4962-5308	4962-5309
小田北	6498-5111	6492-1100	武庫西	6438-3955	6438-3956
大庄南	6417-0125	4950-4715	園田南	6494-8087	6494-8086
大庄北	6430-0511	6430-0512	園田北	6498-0826	6498-0909

いざというとき、あわてないために日頃からの備えが大切です

- 認知症高齢者等の行方不明は、「まだ大丈夫」と思っているつもりでも予想もつかないときに起こります。(買い物に行ったが、帰り道がわからなくなった等)
- 行方不明になった本人は、混乱や動揺で、普段答えられることも答えられなくなったりします。また、道に迷っても自分から人に道を聞いたり、助けを求めたりすることができないこともあります。

- (1) 日頃から、近所の人やよく行くお店の人などに、
- ①いつもと違うと感じたときは連絡が欲しいこと
 - ②「これからどこに行くの？」など声をかけてもらえるように、ちょっとした手助けをお願いしておきましょう。



事前登録制度を利用してください。

事前登録することで、万が一行方不明になった場合、スムーズに発見協力を依頼することができます。

- (2) 年1回以上は写真を撮るようにしましょう。(顔写真と全身が写っている写真)
※行方不明時の検索には、直近の写真が必要です。準備をしておきましょう。
- (3) 名前、住所、連絡先などを本人が常に携帯するよう工夫しましょう。

事前登録された方に、市が配布するシール	・よく使うもの(杖や自転車など)にさりげなく貼っておく。 登録番号を衣類等に記入する事も出来ます。	尼00-0001
靴用ネームシール	・名前を書いたシールを靴のかかとや側面(内側)に貼っておく	
車のライトが当たると光る特殊なテープ	・反射テープに名前を書き靴のかかとに貼っておく。 ※夕暮れや夜間の交通事故防止にも役立ちます	

その他にも利用できる制度があります(制度の利用には要件があります)。

認知症高齢者等GPS利用支援サービス

位置情報検索機器(GPS)の本体利用登録料を市が負担する制度です。システム基本料(月額)などは利用者負担になります。

認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の人の日常生活における偶然な事故により、ご本人や家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償する制度です。

行方がわからなくなったら・・・

ためらわずに、早めに警察署に相談しましょう！

【相談窓口】

尼崎南警察署 (☎: 06-6415-0110) (FAX: 06-6415-0134)
尼崎東警察署 (☎: 06-6424-0110) (FAX: 06-4961-0110)
尼崎北警察署 (☎: 06-6426-0110) (FAX: 06-6429-0110)

南署は、令和元年10月より仮庁舎へ移転のため番号変更

～警察へ早急に行方不明者届を出す意味～

- ・日中行方不明になったことがわかり、自力で探して見つからず夕方になってから警察署に届けることが多いですが、時間がたてばたつほど検索範囲を広げなければならず、発見が困難になります。**できるだけ早く警察に相談してください。**
- ・警察犬を導入して捜索をする場合、早めに捜索を開始することで、捜査範囲も広域にならず、臭いの拡散も少なくなり、効果をあげることができます。

お問合せ

尼崎市 健康福祉局 福祉部 包括支援担当(課)

Tel: 06-6489-6356 Fax: 06-6489-6528

E-Mail: ama-koureiraigo@city.amagasaki.hyogo.jp